



＜大府市の地域生活支援拠点等の特徴、工夫した点＞

- 現状の社会資源や制度を活用した面的整備型
- 緊急時の受け入れ・対応機能と体験の機会・場として、地域生活支援事業の居室確保事業を活用し、通所施設での体験宿泊及び緊急宿泊の体制を整備
- 市の単独予算で、行動援護従事者養成研修を実施

1. 当該市町村・圏域の基本情報

人口	91,384人（平成29年3月末現在）	
障害者の状況 (平成29年3月現在)	身体障害者手帳所持者 2,374人	療育手帳所持者 592人
	精神障害者保健福祉手帳所持者 687人	
	<p>・障害者数 3,653人</p> <p>・自立支援給付のサービス支給決定者は450人程度。自立支援医療受給者1,191人。</p> <p>・重度化が課題。重症心身障害児の対応である医療的ケアが、一番の課題。</p> <p>・療育手帳所持者数及び人口に占める割合が増加傾向にあり、人口比では全国平均より高い。</p> <p>（療育手帳所持者数と人口に占める割合 平成26年4月：543人（0.61%）→平成29年4月：592人（0.65%））</p>	
実施主体	社会福祉法人、大府市障がい者相談支援センター、市内通所施設	

2. 地域生活支援拠点等の整備にあたってのプロセス

検討を始めたきっかけ、検討開始時期～完了

- ・平成27年度に検討を開始。障害福祉計画（第4期計画・平成27年3月策定）の基本指針に地域生活支援拠点等の整備を明記した。
- ・5つの機能の検討にあたっては、現状の社会資源や制度を活用することから検討をスタートしている。
- ・整備完了は平成29年度とした。地域の特性上、一番不足していた緊急時の宿泊の場を整備したことで、国が示されている5つの機能に対する準備ができたとして「整備済」とした。
- ・大枠としての支援体制を整備することはできたが、今後はさらに5つの機能の拡充をしていく必要があると考えている。

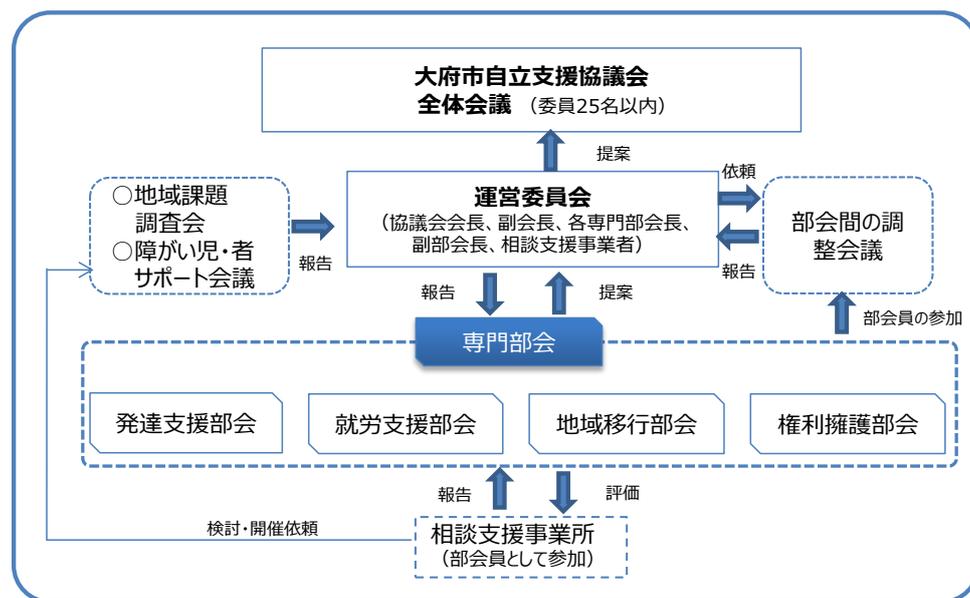
整備方針

- ・地域の特性上、面的整備型で実施することとした。

協議会等の活用

- ・平成28年度に、地域自立支援協議会の中に、地域生活支援拠点等に関する専門部会を立ち上げた。
- ・地域自立支援協議会は、全体を統括する全体会、運営の主体となる運営委員会があり、さらに、毎年度テーマや課題について議論を行う専門部会がある。全体会のメンバーは法人の職員や責任者、当事者団体の代表等で構成されている。運営委員会は、全体会の正副会長と各専門部会の正副部会長などで組織され、この運営委員会が自立支援協議会の運営の主体となっている。
- ・全体会、運営委員会など地域自立支援協議会の各会議の事務局は市及び障がい者相談支援センターが務めている。

地域自立支援協議会構成図

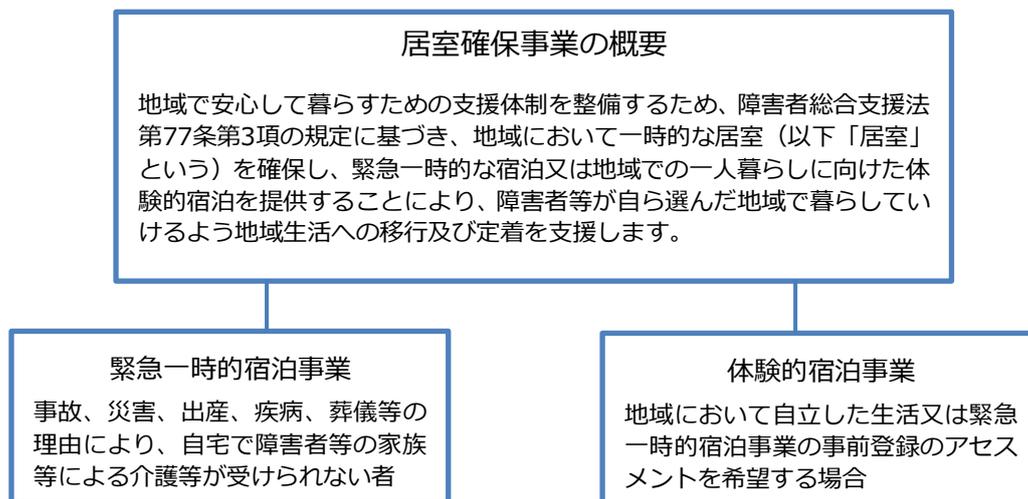


関係者への研修・説明会開催等

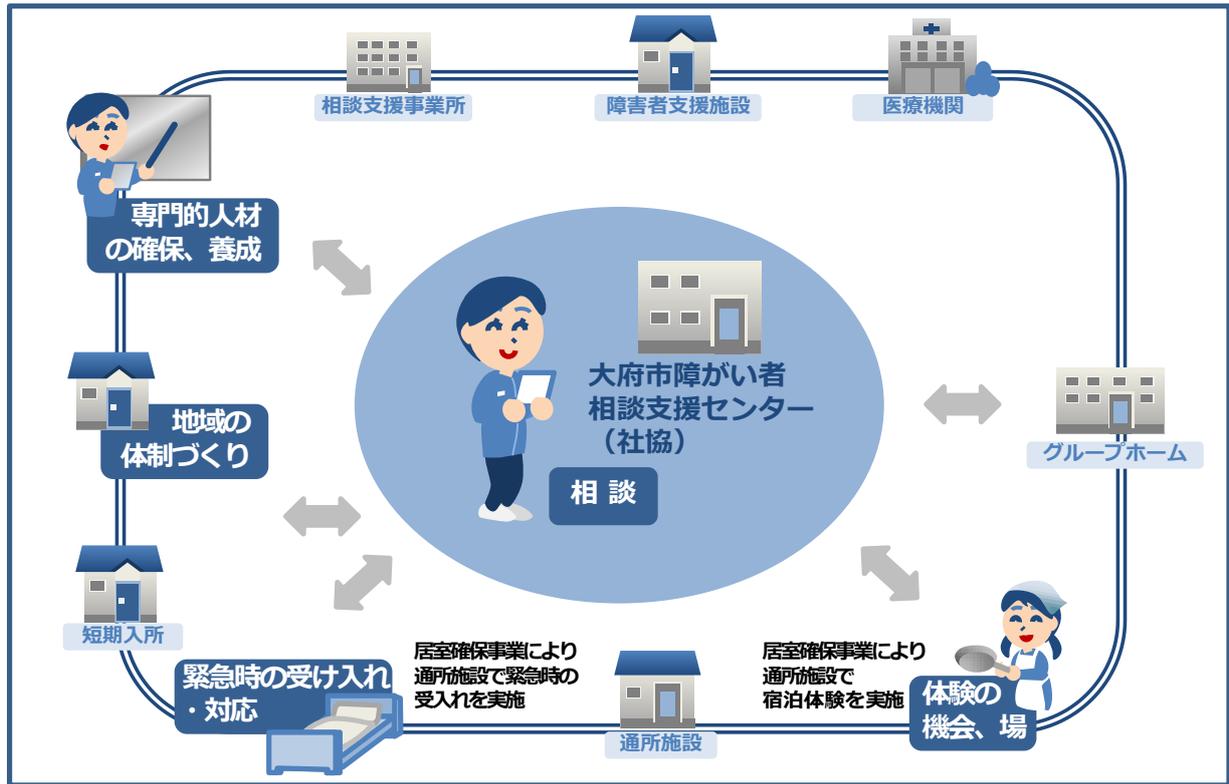
- ・地域自立支援協議会委員や各部会員に地域生活支援拠点等の整備について説明し、研修会の必要性やニーズを確認した。研修会等には当事者団体の代表も参加した。

整備類型、必要な機能の検討・検証

- ・5つの機能の中で、特に緊急時の受け入れ・対応ができる短期入所施設が不足していた。
- ・市内には障害者向けの短期入所施設が2か所あるが、一つは、重症心身障害児・者などの医療的ケアが必要な方を対象とした医療型短期入所施設であり、もう一つは特別養護老人ホームである。これらの施設では知的障害者の受け入れが難しい状況にある。知的障害者が緊急に利用できる短期入所施設が市内に無く、近隣の市町も満床状況だった。
- ・できる限り費用を抑え、制度の中でうまく活用できないか協議検討し、地域生活支援事業「地域移行のための安心生活支援」の居室確保事業に取り組むこととなった（平成29年度新規事業）。
- ・当該居室確保事業を実施することで、「体験の機会・場」及び「緊急時の受け入れ・対応」の機能を補完する。



整備イメージ図



3. 必要な機能の具体的な内容

① 相談機能

相談支援専門員数	4人 うち 地域生活支援拠点等 事業で確保している人数：4人
相談事業にかかる費用	予算措置額：30,179千円 活用している事業枠：地域生活支援事業

【実施機関】大府市障がい者相談支援センター（社会福祉協議会）

【利用者数】実人数 695人、延べ人数 7,355人

24時間体制は未整備だが、既存ネットワークで対応

- ・24時間体制は未整備だが、市役所の宿直から必要に応じて担当部署の職員に電話がつながるため、実質的な対応は出来ている。緊急時には基幹相談支援センターや通所施設にも連絡が取れ、対応できるネットワークがあるということで「整備済」としている。
- ・市内事業所の緊急連絡網を作成中である。
- ・実態として、夜中の緊急電話は救急や警察対応であり、相談支援専門員が対応すべき具体的な相談の電話はほとんど無い。
- ・精神障害者からの病院や計画相談事業所への電話は、不安感による電話が多い。緊急で警察に電話をした場合は、警察から市役所に、市役所から事業所につながり、既存のネットワークで対応できる。

② 緊急時の受け入れ・対応

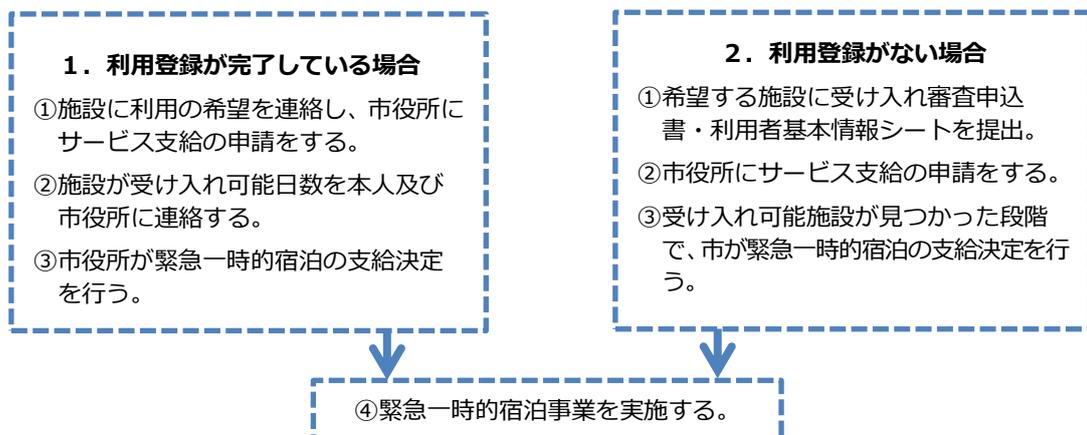
平成28年度の緊急時の受け入れ・対応で確保している床数	平成28年度未実施 平成29年度より実施 延利用者数 実績0床（平成29年度より実施）
上記利用にかかる費用	予算措置額：970千円（平成29年度） 活用している事業枠：地域生活支援事業

【実施機関】市内通所施設

地域生活支援事業「地域移行のための安心生活支援」の居室確保事業を活用し、緊急時の受け入れ場所を確保するため緊急一時的宿泊事業を整備

- ・市内のある社会福祉法人において利用者の自己負担で緊急時の宿泊支援を実施していた。
- ・利用者と事業者の双方の負担を軽減するため、緊急時の受け入れ場所確保として当該居室確保事業の緊急一時的宿泊事業を通所施設において整備した。
- ・緊急一時的宿泊事業の利用対象者は、「事故、災害、出産、疾病、葬儀等の理由により、自宅で障害者等の家族等による介護等が受けられない者」とした。
- ・緊急宿泊を受け入れる事業所（通所施設）は、「緊急時に1日利用者をみられること」、「シャワーや布団が整備されていること」を条件として、事業所側からの手上げ方式で登録している。
- ・利用者は、予め利用できそうな事業所を1か所登録しておく。利用者に関わりがない事業所を登録することは可能だが、現実的には関わりのない事業所で対応するのは難しい。
- ・サービス支給申請は、事業所の代理申請も可能である。

居室確保事業「緊急一時的宿泊事業」利用方法（事務の流れ）



- ・報酬単価は1泊15,000円。短期入所施設の報酬（平均7,500円/日）を参考にして大府市独自に設定した。
- ・時間帯は午後4時～午前9時である。平日の日中は通所施設の日中サービス（生活介護や就労継続B型など）を利用してもらう。日中サービスのない土日については、時間単位で報酬単価を設定した。単価設定では主に見守りとなるため、重度訪問介護を参考とした。

報酬単価及び利用者負担額

1. 1泊 15,000円（午後4時～午前9時） 施設利用料
* 上記以外の時間帯または上記時間内に追加の人員配置をする場合 1時間1,700円
2. 利用者負担割合及び費用負担の上限額（月額）：基本は地域生活支援事業と同じ。
市民税課税世帯 1割負担（37,200円）
要保護世帯、市民税非課税世帯 無料
* 負担の上限額はこの他にも定めがある。

多人数の受け入れは困難なため、利用条件を設定。周知も限定的

- ・限られた人員配置から多くの受け入れは困難なため、事業の利用条件等を設定した。
- ・事故、災害、出産、疾病、葬儀等の理由で、自宅を対象者の家族等による介護が受けられない場合にのみ利用できる。利用申請をする前には、必ず、先に短期入所施設を探すことを求め、短期入所施設での受け入れが困難な場合のみ利用できることとした。
- ・原則年間5日、（体験的利用2日を含めて）最大で7日。

③ 体験の機会、場

平成28年度の体験の機会、場 利用者数	「一」
上記利用にかかる費用	予算措置額：特になし 活用している事業枠：特になし

【実施機関】 関係社会福祉法人

グループホームでは、必要に応じて宿泊体験を実施

- ・グループホームの体験利用について、必要に応じて市内グループホームで対応していく。

地域生活支援事業「地域移行のための安心生活支援」の居室確保事業を活用し、平成29年度より体験的宿泊事業として、通所施設での宿泊体験を整備

- ・通所施設で宿泊体験を行えるよう当該居室確保事業の体験的宿泊事業を整備した。
- ・体験的宿泊事業：地域において自立した生活又は緊急一時的宿泊事業の事前登録のアセスメントを希望する場合

【利用方法（事務の流れ）】

- ①希望する施設に受け入れ審査申込書・利用者基本情報シートを提出する
- ②市役所にサービス支給の申請をする
- ③施設が受け入れの可否を審査。（書面）可能な場合は連絡をし、日程調査を行う
- ④施設から受け入れが可能な連絡及び体験的宿泊の必要の有無を本人及び市役所に行う
- ⑤市役所が体験的宿泊の支給決定を行う
- ⑥施設での体験的宿泊体験を実施する（不要な場合は支給決定もしない）
- ⑦利用登録が完了する（施設から申込者に登録済み通知を送付）

- ・現在までの実績：当該居室確保事業の体験宿泊利用 0 件、緊急利用 1 件。
- ・報酬単価は当該居室確保事業の緊急一時的宿泊事業と同様。（「緊急時の受け入れ・対応」参照）

居室確保事業（体験的宿泊事業・緊急一時的宿泊事業） 受け入れ審査申込書			
大府市地域生活支援事業（居室確保事業）実施事業所 様			
平成 年 月 日			
本人情報			
本りかぶ 氏名	男 女	生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳 か月)
TEL			
現住所			
診断名			
家族面談 希望日	第1希望 (月 日)	第2希望 (年 日)	
計画相談事業所			
機関名称			
所在地			
施設長名	TEL	FAX	
通所事業所			
機関名称			
所在地			
施設長名	TEL	FAX	

居宅確保事業申込書

利用者基本情報

ふりがな			男・女	平成 年 月 日生(歳)	
氏名	(普段の呼び名)				
住所	〒 -		電話番号 (携帯電話)		
種別	<input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 発達 <input type="checkbox"/> 高次脳	手帳	判定		
障がい名 または病名	知的障がい 自閉症		所属 (施設等)		
障がい 程度区分 (18歳未満 児童区分 1・2・3)	区分 1・2・3・4・5・6	障がい 基礎・更生 年金	生活保護	有・無	
緊急 連絡先	日中 (: ~ :)	氏名	(続柄:)	電話番号	
	夜間 (: ~ :)	氏名	(続柄:)	電話番号	

かかりつけ の病院	医療機関名	診療科	主治医
既往歴	過去2年間の入院 有・無 具体的に:	現在の治療 内容	
てんかん 有・無	頻度 発作の様子 誘因・発熱 事後の対応 注意事項	アレルギー 有・無	誘因 症状 程度
服薬	① 安定剤 (朝・昼・夕・寝る前)(食前・食間・食後) ② (朝・昼・夕・寝る前)(食前・食間・食後) ③ (朝・昼・夕・寝る前)(食前・食間・食後) ④ (朝・昼・夕・寝る前)(食前・食間・食後) ⑤頓服薬 (どんな時 どれだけ) ⑥座薬 (どんな時 どれだけ) 服薬についての注意事項: 服薬介助必要	平熱 身長 体重 喫煙 飲酒	有 () °C cm kg 有 ()
食事	ご飯量 ※茶碗1杯(約150グラム)を「1」とした時 食事形態への配慮 要 (全て・固い物のみ・野菜のみ・肉魚のみ) (一口大・咀嚼のみ・極きざみ・ペースト・液体栄養食) ・ 不要 (どちらか : 要・不要) 好きな食べ物 苦手な食べ物		
1日の 生活リズム	7:00 7:40 10:00 12:00 14:00 16:00 18:00 20:00 普段の生活で好きなこと、得意なこと、家庭での役割など。		

利用者状況確認表

運動	無し	左上肢	右上肢	左下肢	右下肢	その他
歩行	歩行が困難	歩行が困難	歩行が困難	歩行が困難	歩行が困難	歩行が困難
移動	移動が困難	移動が困難	移動が困難	移動が困難	移動が困難	移動が困難
手洗い	手洗いが困難	手洗いが困難	手洗いが困難	手洗いが困難	手洗いが困難	手洗いが困難
コミュニケーション	コミュニケーションが困難	コミュニケーションが困難	コミュニケーションが困難	コミュニケーションが困難	コミュニケーションが困難	コミュニケーションが困難
身体処理	身体処理が困難	身体処理が困難	身体処理が困難	身体処理が困難	身体処理が困難	身体処理が困難
生活	生活が困難	生活が困難	生活が困難	生活が困難	生活が困難	生活が困難
活動	活動が困難	活動が困難	活動が困難	活動が困難	活動が困難	活動が困難
歩行介助	歩行介助が困難	歩行介助が困難	歩行介助が困難	歩行介助が困難	歩行介助が困難	歩行介助が困難
夜尿	夜尿が困難	夜尿が困難	夜尿が困難	夜尿が困難	夜尿が困難	夜尿が困難
他害	他害が困難	他害が困難	他害が困難	他害が困難	他害が困難	他害が困難
多動	多動が困難	多動が困難	多動が困難	多動が困難	多動が困難	多動が困難
パニック	パニックが困難	パニックが困難	パニックが困難	パニックが困難	パニックが困難	パニックが困難
不安行動	不安行動が困難	不安行動が困難	不安行動が困難	不安行動が困難	不安行動が困難	不安行動が困難
施設 (エスケープ等)	施設が困難	施設が困難	施設が困難	施設が困難	施設が困難	施設が困難

利用者基本情報シート、利用者状況確認表

④ 専門的人材の確保、養成

専門的人材の確保、養成にかかる費用

予算措置額：720千円（平成29年度）

活用している事業枠：地域生活支援事業

市の単独予算で、行動援護従事者養成研修を実施

- 市内障害福祉サービス事業所所属職員、市内障害児支援施設所属職員を対象にした、行動援護従事者養成研修を実施（3回）。市の単独予算で、1人2万円程度で30人分の受講費を補助する。

喀痰吸引への対応等の研修を実施予定

- 年度ごとに必要な研修（喀痰吸引への対応等の研修など）を開催していく予定である。

日付	時刻	科目番号	科目名
H29年 5月21日(日)	9:15~9:30		開講式：オリエンテーション
	9:30~12:00	10111	2.5 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義
	12:45~14:45 14:50~16:20	10112	3.5 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義
5月27日(土)	9:30~11:30	10113	2 強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義
	12:15~14:15	10114	2 強度行動障害と生活の糧立てに関する講義
6月4日(日)	9:00~10:00	10212	2.5 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習
	10:05~11:05 11:10~12:40	10214	2.5 障害特性の理解とアセスメントに関する演習
	13:30~14:30 14:35~16:05	10211	1 基本的な情報収集と記録などの共有に関する演習
	16:10~17:10	10216	1 記録に基づく支援の評価に関する演習
6月11日(日)	9:30~11:00 11:05~12:05	10213	2.5 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習
	12:40~14:10 14:15~15:15 15:20~16:20	10215	3.5 環境調整による強度行動障害の支援に関する演習
	16:25~17:25	10217	1 危機対応と虐待防止に関する演習
6月18日(日)	17:30~		修了式

行動援護従事者養成研修 日程表

⑤ 地域の体制づくり

地域の体制づくりにかかる費用

予算措置額：540千円（平成29年度）

活用している事業枠：自立支援協議会の委員報酬

地域自立支援協議会や事業所間での施設長会議等による連携

- 地域自立支援協議会を中心に連携強化を図っている。
- 施設長会議や居宅介護事業所の責任者会議など事業所間での連携がある。それらの会議に行政が参加している。
- 知多圏域における圏域会議では、各市町村や関係事業所等との意見・情報交換を行っている。

⑥ その他付加している機能

費用

予算措置額：—

活用している事業枠：—

「—」

4. 地域生活支援拠点等の具体的な活用事例

<地域生活支援拠点等利用事例1>

利用者の属性

- ・知的障害者。母親と2人世帯。

利用した経緯

- ・母親の入院に伴い、利用者本人がいつも利用している事業所で、3日連続でみてもらいたいとの申し込みがあった。

利用の効果等

- ・障害者を介護している母親が急遽入院となったが、緊急の対応が可能であったことと、本人にとってはいつも利用している施設での緊急宿泊だったため、落ち着いて過ごすことができた。また、本人だけでなく介護者である母親も安心して入院することができた。

5. 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

人口規模が小さいため、該当者が少ない障害を持っている障害者が利用できる支援や施設が少ない

- ・重症心身障害のある人への医療的ケア、高次脳機能障害、聴覚や視覚障害などの障害者が利用できる施設整備や支援が課題である。
- ・介護施設の入浴設備を使うなど、既存の社会資源の活用も検討したい。